

平成20年 9月 1日
防 衛 省

「航空身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令案」に関する意見募集の結果について

「航空身体検査に関する訓令の一部改正に対する意見募集について（自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令及び航空身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令案）」につきましては、平成20年7月22日から同年8月20日までの間、御意見を募集したところ、1通（1件）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方につきましては、別紙のとおりとりまとめましたので御報告いたします。

また、この案のとおり平成20年9月1日に制定されたことを併せて御報告いたします（平成20年防衛省訓令第46号。添付ファイル参照。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局衛生官

電話番号：(代表) 03-3268-3111 内線27032

F A X：03-5229-2137

航空身体検査に関する訓令の一部改正に対する御意見と当省の考え方について

御意見	当省の考え方
自衛隊における航空任務の特殊性、油圧装置の故障時などを考慮して、握力基準を撤廃すべきではない。 自衛隊の航空要員において、視力矯正具の使用は、認めるべきではない。	握力の基準は、異常低体力者の排除を目的としておりますが、その目的は医師の診察によって果たすことができます。一方、自衛隊における任務の遂行に当たり必要な握力は、その航空要員の養成過程での訓練を通じ、強化させることが可能であり、握力が無いために任務遂行が不可能となる事態は生じ得ません。したがって、握力の基準について廃止をすることは、問題ないものと考えています。 また、自衛隊の航空要員による眼鏡の使用は、平成4年より認めているところですが、これは、視力矯正具の進歩と必要な医学的知見の蓄積に伴う措置であり、以来、現在まで、眼鏡の使用を理由とした不具合は生じておりません。ソフトコンタクトレンズについては、その進歩と必要な医学的知見の蓄積により、航空要員にその使用を許可しても問題ないものと考えています。